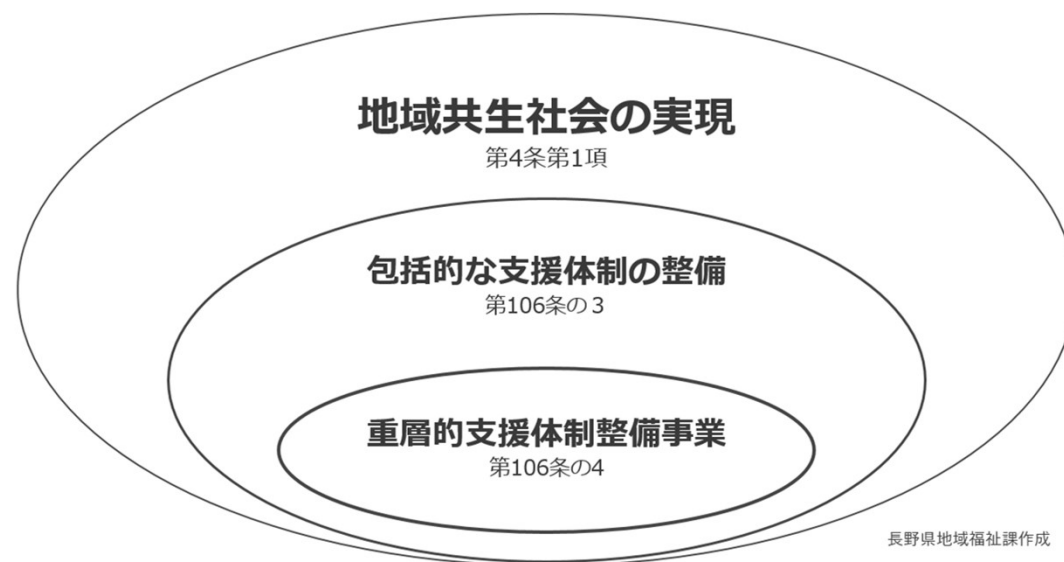


○ 重層的支援体制整備事業について

概要・特徴

- 改正社会福祉法に規定(第106条の4)
- 市町村の任意事業
- 介護・障がい・こども・困窮者対策等の既存事業を一体的に実施
- 新機能分（後述）について、新たな財政支援
- 新機能分を先行実施する「移行準備事業」も実施可

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制整備のための任意事業



【地域共生社会とは】

厚生労働省資料より

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

★ 「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の課題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、それぞれの分野が持つ専門性を、互いに活用する
- ・ 一機関、一個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

★ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出す、という発想になりにくい
- ・ 一方向から双方向の関係性へ

★ 「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える

【包括的な支援体制とは】

厚生労働省資料
を一部修正

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ 概要」より

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

○ 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業の内容（社会福祉法第106条の4第2項）

包括的相談支援事業

（第106条の4第2項第1号）

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

地域づくり事業

（第106条の4第2項第3号）

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

参加支援事業

（第106条の4第2項第2号）

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

多機関協働事業

（第106条の4第2項第5号）

- ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

アウトリーチ等を通じた

継続的支援事業

（第106条の4第2項第4号）

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワーク中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

既存事業の
一体的実施

新機能分

<参考> 必須事業及び交付金等について

(1) 包括的相談支援事業

- ・ 地域包括支援センターの運営(高齢)
- ・ 相談支援事業(障がい)
- ・ 利用者支援事業(こども)
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業(困窮)
- ・ 福祉事務所未設置町村による相談事業(困窮)

(2) 地域づくり事業

- ・ 地域介護予防活動支援事業(高齢)
- ・ 生活支援体制整備事業(高齢)
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業(障がい)
- ・ 地域子育て支援拠点事業(こども)
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(困窮)

(3) 新機能

- ・ 参加支援事業
- ・ 多機関協働支援事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

● 重層的支援体制整備事業(交付金)

➔ (1) ~ (3) の全事業の実施が要件

● 移行準備事業(交付金)

➔ (3) の多機関協働支援事業の実施が要件
(アウトリーチ、参加支援は任意)

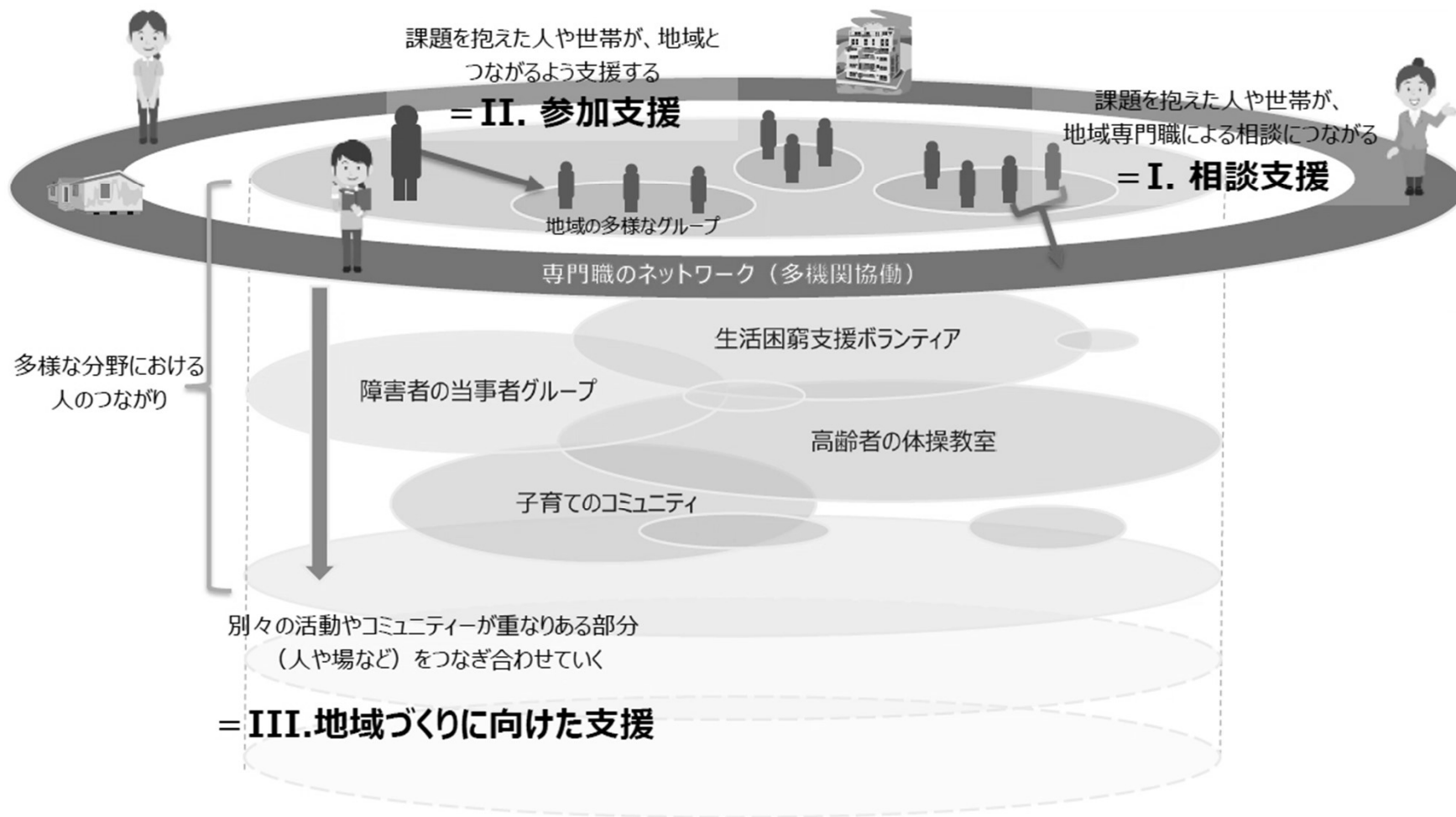
国・都道府県は、これらの事業に必要な財源を交付

<参考>

三菱UFJリサーチ & コンサルティング
「【概要版】重層的支援体制整備事業に関わること
になった人に向けたガイドブック」より

Ⅱ. 地域共生社会の実現のための視点と重層的支援体制整備事業

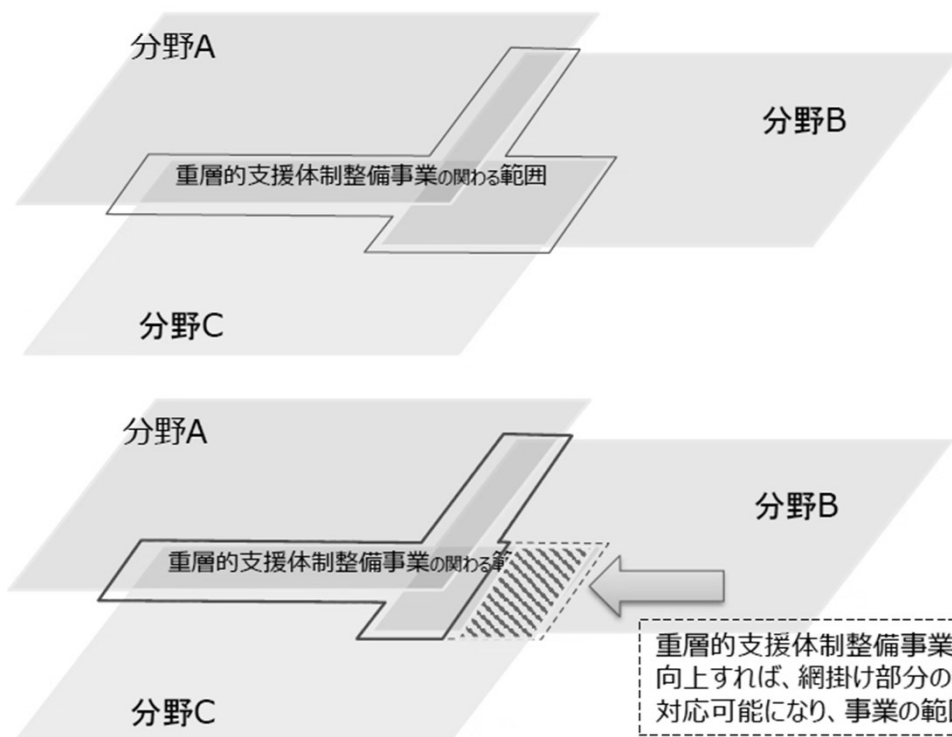
様々な支援を重ねて、つないでいく「重層化」のイメージ



Ⅲ. 事業全体をどのようにデザインするか

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切



② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。